

令和3年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和3年3月12日（金）
開会 午後4時00分 閉会 午後4時45分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 欠席者 田村浩章委員
- 6 書記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 7 議 事
 - (1) 議案第26号 令和3年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について
 - (2) 議案第27号 京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の一部改正について
 - (3) 議案第28号 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の制定について
 - (4) 議案第29号 京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について
【追加議案 報告第2号】
 - (5) 報告第2号 公文書部分公開決定に係る審査請求について
- 8 その他
 - (1) 子ども未来課報告
 - ① 3月定例会可決要綱の字句一部訂正について
- 9 会議録 別添のとおり（全10頁）
- 10 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和3年3月31日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 安達 京子

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 〔欠 席 者〕 田村浩章委員
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さん、こんにちは。ただ今から「令和3年 第5回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

本日は午前中、中学校の卒業式にお世話になりました。私は網野中学校に出席しました。新型コロナウイルス感染症の関係もあり制限をかけた中での式でしたが、厳粛な中でも子どもたちの喜びを感じるよい卒業式だったと思います。厳しい1年を乗り越えてきましたので、卒業生は、それぞれ自分の夢や目標に向かって頑張ってくれることを願っているところです。

卒業式の中で感じたことが一点あります。卒業生の答辞がよかったのですが、その中に「仲間とともに」というフレーズがたくさん出てきました。新型コロナウイルス感染症の関係で、苦しかったことも多くあったのではないかと思います。きっと、仲間と頑張ってきたことに思いがあるのだと思います。現在、学校再配置に取り組んでいる中、人と人とのつながりが弱くなってしまいう小規模校では、やはり大きな問題だと思っています。個を大事にする教育は必要ではありますし、ICTが進んでリモートでの学習ができたとしても、それには限界があり、多くの友だちと毎日の学校生活の中で学ぶ環境があることは、一番大事なことはないかと思います。今議会の一般質問でも、拙速だということを使って、再配置への反対意見がありましたが、私は、再配置は決して間違っていないと思っていますので、6月議会への提案に向け、準備を進める必要があると思っています。

また、昨日の議会で、私の後任の教育長に、現大宮第一小学校長松本明彦氏を任命する人事議案が同意されましたことを報告させていただきます。

本日は、「令和3年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について」をはじめ4議案と報告1件の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
安達委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りをします。
議案第26号の議案は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第26号の議案については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第26号について同意)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。
次に、議案第27号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第27号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます。

本日、議案の差し替えと、正誤表を配布させていただいています。申し訳ありませんが、差し替え等お願いしたいと思います。

本件につきましては、4月から供用開始となります京丹後市久美浜湾カヌーセンターに、新たにウエイトトレーニング器具を購入、整備することに伴い、その使用料の規定を追加するものです。

新旧対照表をご覧ください。

別表のとおり、ウエイトトレーニング器具について1回220円の使用料の規定を追加しています。

2ページ以降につきましては、使用料の追加等に関する様式の一部変更を行うものです。

4ページの附則ですが、この規則は、令和3年4月1日から施行することと、2の準備行為としまして、申請許可の行為が4月1日以前にできるように附則を追加するものです。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第27号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

ウエイトトレーニング器具とは、どのような種類のものを揃えられる予定にしておられますか。

それから、1回220円ということですが、1時間とかいう単位ではなく1回という基準がわかりにくいので説明してください。

<引野理事兼生涯学習課長>

ウエイトトレーニング器具につきましては、ベンチプレスを1台、ウエイトトレーニング用のシャフトとウエイト1式を2セット、ベンチでも使えますし、ベンチでなくても普通にウエイトトレーニングという形でも使えるということで、そういう器具を購入します。

使用料の220円につきましては、国内の他のカヌー艇庫等の類似施設にこのような器具が設置してありまして、そういった施設の使用料ですとか、市の施設ではありませんが他の公共施設の同じような施設でのトレーニング関係の使用料を参考に220円という設定をさせていただきました。カヌーセンターの使用自体が4時間以内の使用の単位となっていますので、1回220円というのは4時間で220円というようなことになります。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第27号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の一部改正について」につ

きまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第28号「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第28号「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の制定について」説明を申し上げます。

現在の京丹後市奨学金制度は、旧町から受け継いだ奨学基金と、平成27年に寄附金により創設しました谷口謙・未来応援基金を活用して、大学等の高等教育への進学を希望する者で、経済的理由により修学困難な者に対して奨学金の給付及び貸付けを実施し、学びたい気持ちを応援・支援してきました。

そうした中、国では、令和2年4月から新たに高等教育の修学支援新制度が創設されました。所得要件による段階的措置など、対象世帯の要件は厳しいものの、採択されれば、授業料・入学金免除又は減額支援や、給付型奨学金の支給など、従来の制度に比べ、拡充が進められました。

そういった国の施策との比較をしながら、新たな視点で奨学金を活用した支援制度を創設することを教育委員会で検討し、令和2年10月には市内5校の高校3年生438人に対し、奨学金及び大学等卒業後の意識アンケートや、11月に開催された成人式でのアンケートを実施しました。その中で、本市の課題、その一つとして、市立学校においても児童生徒の減少による学校の小規模化が進むなど、全国的に人口減少が進行していることを鑑み、奨学金を活用した取り組みとして、大学等を卒業後に就業する者で、京丹後市に定住し、奨学金の返還を行うものに対して経済的負担軽減を図り、もって若者のふるさと回帰、人材確保及び労働者の定着と地域の活性化に資するため制定するものです。

それでは、別記要綱をご覧ください。

第1条では、制定の趣旨を規定し、第2条では、本要綱で規定する用語の定義を、第3条には補助対象となる奨学金の種別を規定しています。なお、対象となる奨学金は京丹後市奨

学金条例（貸与奨学金）をはじめ、高校3年生のアンケートでも7割の回答がありました日本学生支援機構の一種（無利子）、二種（有利子）など幅広く対象と規定し、制度が利用しやすいよう要件を広げています。

また、第4条では、補助対象者として、大学等を卒業し、正規雇用または継続した労働契約の締結により就労している者、また自ら事業を営む者で、かつ京丹後市に引き続き10年以上定住する意思があり、認定申請をする年度の4月1日において、満30歳に満たない者で、現に奨学金返還や市税等を滞納していない者であり、他の奨学金に係る補助金を受けていない者、暴力団員等及び密接な関係を有しない者と、認定要件を規定しています。

第5条では、補助金の額を、申請年度の前年度の10月1日から起算して1年間に返還した奨学金の返還金相当額として、36万円を上限とすること。また転入や就労日により1年に満たない場合は、定住日の翌月分から対象とすることや、奨学金の任意の繰上償還、滞納繰越による返還額は補助対象外とすることを規定しています。

第6条では、補助対象期間を、補助金の交付申請を初めてする年度の前年度の10月1日から起算して継続して10年以内とし、途中異動が生じた場合の取扱い期間を規定しています。

第7条から第10条においては、補助対象者の認定申請から定住を開始し、就業等を開始後の手続き、また申請内容に変更が生じた際の届出書、認定取消しに係る手続きや様式を規定し、第11条から第14条では、補助金の交付申請手続きから決定通知、その後の変更申請手続きから補助金の交付までを規定し、第15条においては、虚偽の申請や取消しに際しては、補助金の返還を命じるなどの規定を設けています。

最後に、附則として告示日は令和3年4月1日から施行することを規定するとともに、6ページから18ページには各様式を示しています。

また令和3年度につきましては、制度周知と募集年度としており、交付につきましては、定住・就業し、奨学金返還額を確認できた1年分を翌年に交付することとしています。

最後に参考として、既存の奨学金制度と、支援制度の違いがわかる資料や、制度フロー図、現時点で作成したチラシ（案）を添付しています。

なお、令和3年度については、制度創設に係る周知経費10万円を計上し、京丹後市近郊の高等学校をはじめ近畿圏内大学への送付、成人式でのチラシ配布や広報紙への掲載を予定しており、募集については秋を開始を検討していることを申し添えます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第28号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第28号「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第29号「京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第29号「京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について」を説明させていただきます。

この事業は育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者を会員として登録し、会員同士が相互に育児の援助活動を行うもので、今回の改正は、令和3年度より産前産後における家事又は育児の支援を行うことができるよう、制度を拡充するため、会員の登録要件及び援助活動の実施について所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

要綱全体についてですが、この要綱に使われている「育児」という字句を「育児等」に改めます。

第8条会員の登録等の第2項第1号の有しているものの後に「又は産前産後（母子手帳交付の日から出産後1年を経過する日までをいう。以下同じ。）における家事若しくはおおむね生後2か月未満の育児の援助を必要とするものとする。」を加えます。

同項第2号に、「ただし、産前産後における家事又はおおむね生後2か月未満の育児の援助を行う者は、センターが指定する産前産後支援に関する講座等を受講した者に限る。」を加えます。

第10条援助活動の実施、第1項の第5号を第6号に繰り下げ、第5号として「産前産後

における家事又は育児の援助を行うこと。」を新たに加えます。

附則に、施行期日として、「この告示は、令和3年4月1日から施行する。」準備行為として、「第8条第1項の規定による会員の登録等に必要の手続き、その他の行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。」としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第29号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<安達委員>

現在の会員数と利用状況がどのようになっているか教えてください。

<服部子ども未来課長>

昨年度の状況になりますが、おねがい会員が42人、まかせて会員が16人、両方会員が1人となっています。

利用状況ですが、昨年度は5件の利用となっています。

<安達委員>

今までは、まかせて会員の家でお世話になっていたと思うのですが、これからは家事が入るということをお願いされるほうの家に行くということですか。

<服部子ども未来課長>

そのとおりでして、おねがい会員さんのお宅のほうに行って見ていただくという形になります。

<安達委員>

その方の自宅に行くということは、いろいろな問題もこれから起こると思いますので、その辺はきっちりと講習をされると思いますが、お互いのしっかりした理解、了解というか、お互いの意識が一緒になるようにしてほしいなと思いますし、問題が起きないようにルールを決めて行ってほしいなと願っています。

それから、料金が500円か600円ということで、数から見てもお願いしたい人がたくさんいますし、見てあげようという立場で見ると結構お金にしたら少ないかなという意識は

あるのですが、ボランティア的な意識がないとなかなか見てあげようという気持ちにはならないと思うのですが、より使い勝手がよくてみんなが助かるという事業にするためには、もう少し料金のほうを何とか援助するとか、見てあげるほうのお金を高くするとか、そういう方向は考えておられないのですか。

<服部子ども未来課長>

利用料につきましては、確かにまかせて会員さんに入るということもあるのですが、一方でおねがい会員さんが支払うというところが出てきますので、あまり料金を上げるということとは想定していません。

<安達委員>

まかせて会員さんのほうの意見というのは子ども未来課に伝わっていますか。お願いしたい人はたくさんいると思いますが、まかせて会員の方はどういった感じですか。苦情が出るとかそういうことは全然なくて、「いいよいいよ」「見てあげるから大丈夫」というような方が大勢おられるか聞かせてください。

<服部子ども未来課長>

まかせて会員さんについては定期的に講習を受けていただくということになっています。その際にもいろいろとお話も聞かせていただいたりしますし、必ずこの事業を始める前、おねがい会員さんとまかせて会員さんでマッチングという形で顔合わせをさせていただきます。その中で、お互いにどんなことを望んでいるかとか、どういうことをしてほしいかとか、そういったこともいろいろと調整をさせてもらった上で行っていきますし、まかせて会員さんの意見についても特段苦情とかそういったことも出ていない状況になっています。

<安達委員>

去年は5件の利用ということですが、もう少し利用が広がって皆さんにとって本当によい事業となるように期待しています。

<久下委員>

よい取組みだというふうに思います。

そこで、この取組みが周知できる方法と、今しておられることや今後考えておられることがありましたら教えてください。

〈服部子ども未来課長〉

広報紙ですとか、ホームページへの掲載は当然ですし、今はLINEを使った広報もさせてもらっていますので、そこへの掲載もしていきたいと思っていますし、併せて健康推進課がいろいろな事業をされるときに、この産前産後が始まるということで、その部分も含めて広報をしていただくということで、広く周知をしていきたいと考えています。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第29号「京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

続きまして、追加議案を1件準備しています。

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

報告第2号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第2号については非公開といたします。

(非公開部分省略 報告第2号について報告)

<吉岡教育長>

これより会議を公開します。

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

<服部子ども未来課長>

先日3月定例会で上程をさせていただきました、京丹後市子育て環境支援設備整備事業補助金交付要綱関係ですが、3月定例会で審議、承認をいただいておりますが、その後、例規担当課のほうで文言の一部訂正がありましたので、本日その正誤表と、新たな交付要綱についてお配りさせていただいております。

内容につきましては、第2条第2項乳幼児の子育て世帯となっていましたところが、乳幼児の属するという文言を追加するというもの。第4条で、千円未満の端数の関係で、漢数字で千円と書いてありましたのが、数字で1,000円未満となった点。第4条第2項で、補助金の交付は、この告示施行後、ということでお示しをさせていただいていましたが、この告示施行後という文言が削除されたという、この3つになります。

このことによって内容について変更になるものではありませんので、大変申し訳ありませんが、要綱のほうの差し替えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

<吉岡教育長>

特に質問等はありませんか。

なければ、その他ありませんか。

ないようでしたら、これをもしまして第5回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後4時45分>

[3月臨時会 令和3年3月24日(水) 午後2時00分から]